

標準的な運賃と届出

国土交通大臣(令和2年4月24日)告示 標準的な運賃

①法令を遵守し 持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を 国交省が示すことにより、トラック運送の取引適正化と、労働条件を改善することを目的としています。

②上記①と、告示された運賃料金をご理解いただいた場合、**「標準的な運賃」を自社の運賃とするために、国交省へ運賃料金の届出をおこなって下さい。**

下記に届出書式をお示しします。 届出書類は、トラック協会でお預かりするか運輸支局へ直接提出いずれかをお願いします。

◇届出する内容と使用する書式

①標準的な運賃料金のみ届出する場合 → P2～5、12～14

②標準的な運賃料金+標準的な燃料サーチャージを届出する場合 → P2～6、12～14

③標準的な運賃料金を基に運賃料金全体を明らかにした届出をする → P7～21

*記入が必要な項目 → **P5. P10 積込料、取卸料**
P6. P11 車種ごとの燃費

* ①②③共通で必要な 旧運賃を示すもの → **旧 届出済みの運賃料金表** または、**P2・P7の中段に 旧運賃は〇〇年公示運賃を適用していたか** 記載する

提示している書式は、国交省告示または通達内容をもとに、三重県トラック協会が編集したものです。書式や金額、その他記載内容について、強制したり誘導するものではありません。

書式は word 形式でご提供しています。内容や数値等は変更することが可能です。

◇書式構成

- ①標準的な運賃（運賃・料金/中部運輸局）（国交省 令和2年4月24日告示）
- ②標準的な燃料サーチャージ（国交省 令和2年4月24日 ）
- ③上記に含まれない運賃計算、諸料金等（国交省 平成11年3月26日を参考）
- ④貸切運賃料金適用方（国交省 平成31年3月8日を参考）
- ⑤積合せ運賃・料金と適用方（国交省 平成11年3月26日を参考）

なお、使用する約款は、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。平成31年3月8日最終改正）又は運賃と料金とを区分して収受する旨を定め国交省認可を受けた運送約款を掲示する必要があります。

標準的な運賃料金は、荷主様と交渉する際の「材料」でもあります。

* 自社ドライバーの労働条件や処遇の改善が必要である。現在の運賃では適正な利潤が確保できていない等、運賃の見直しが必要であると認識しておられる会員様は「標準的な運賃」を 自社適用運賃として、国交省へ運賃届を提出して下さい。

これを運賃交渉の材料としていただき、荷主様との交渉を 情勢とタイミングを見極めながらすすめて頂きますようお願いいたします。

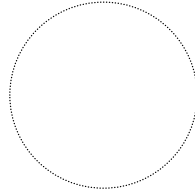
「現実には受け取れないから 標準的な運賃は届出しない」ではなく、「荷主の承諾はまだ難しいが、自社が考える運賃はこれ＝標準的な運賃」であれば、まず届け出ましょう。

トラックドライバーに年960時間の罰則付き時間外労働の上限規制が適用される2023年度末までの時限措置として、運用を通じてトラック運賃の引き上げを後押しし、それを「原資」にドライバーの労働条件や処遇の改善を図るためのものです。適正な原価に適正な利潤を加えることにより算出し、割増料や緒料金は運賃とは別に収受します。

国のバックアップを有効に活用しましょう

(運賃は適切な利潤を確保できるなら、自由に設定することが出来ます)

中部運輸局長 殿
三重運輸支局長殿



令和 年 月 日

住 所	
名 称	
代表者名	

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金(設定・変更)届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり(設定・変更)したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名

住 所
名 称
代表者名

--

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、または変更しようとする運賃および料金を適用する運行系統または地域

全国

4. 設定し、または変更しようとする運賃および料金の種類、額および適用方法 (☑で示す)

- ・種類 貸切運賃 燃料サーチャージ (別添)
- ・運賃料金の額 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃 (令和2年国土交通省告示第575号)のとおり (中部運輸局運賃適用) 中部運輸局
- ・適用方法 別添、運賃料金適用方のとおり
- ・旧)運賃料金 H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
その他(別添のとおり)

5. 実施日

令和 年 月 日より実施

6. 変更を必要とした理由

法令を遵守して持続的に事業を運営するために、国土交通大臣、令和2年4月24日告示の標準的な運賃を参考に、同様の運賃を設定するものです。

1. 距離制運賃表

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	14, 390	16, 530	20, 790	25, 850
20km	16, 080	18, 500	23, 430	29, 270
30km	17, 770	20, 480	26, 070	32, 690
40km	19, 460	22, 450	28, 710	36, 110
50km	21, 150	24, 420	31, 350	39, 530
60km	22, 840	26, 390	33, 990	42, 950
70km	24, 530	28, 370	36, 630	46, 370
80km	26, 220	30, 340	39, 270	49, 790
90km	27, 910	32, 310	41, 910	53, 210
100km	29, 600	34, 280	44, 550	56, 630
110km	31, 290	36, 240	47, 120	59, 950
120km	32, 980	38, 190	49, 690	63, 270
130km	34, 670	40, 140	52, 250	66, 580
140km	36, 370	42, 090	54, 820	69, 900
150km	38, 060	44, 040	57, 390	73, 220
160km	39, 750	45, 990	59, 960	76, 540
170km	41, 450	47, 940	62, 520	79, 850
180km	43, 140	49, 900	65, 090	83, 170
190km	44, 830	51, 850	67, 660	86, 490
200km	46, 520	53, 800	70, 230	89, 810
200kmを超えて500kmまで 20kmを増すごとに 加算する金額	3, 380	3, 870	5, 070	6, 540
500kmを超えて50kmを増 すごとに加算する金額	8, 440	9, 680	12, 660	16, 340

2. 時間制運賃表

(単位：円)

種別		車種別				
		小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)	
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	35, 710	42, 130	53, 700	67, 370
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	21, 430	25, 280	32, 220	40, 420
加算額	基礎走行キロを超える場合は 10kmを増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算した時間により 加算額を計算する)		3, 430	3, 590	3, 850	4, 550

3. 運賃割増率

【 特殊車両割増 】

冷蔵車・冷凍車・コンクリートミキサー車	2割
---------------------	----

【 休日割増 】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【 深夜・早朝割増 】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

【 品目割増 】

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器およびその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品または付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時的 約束による。
危険物	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時的約束による。 ただし特定毒物については、 5割以上の臨時的約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類する物	10割以上の臨時的 約束による
特殊 物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚わい 品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、 塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品 高価品	紙幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款 第9条第1項にあげる貨物	5割以上の臨時的 約束による。

【 特大品割増 】

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1t又は容積5m ³ 以上のもの 及び 積載した状態において車両の高さが3.8m以上又は長さ12m以上となるもの	3割
--	----

【 悪路割増 】

道路法による道路 及び その他の一般交通の用に供する場所 ならびに 自動車道以外の 場所に限る	3割
--	----

【 冬期割増 】

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・ 鳥取県・島根県の 全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・ 上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・郡上市・下呂市・大野郡		

4. 諸料金

1. 待機時間料

時間	車種別			
	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870円	2,220円

2. 積込料、取卸料

	上 限	下 限
分を超える場合において 分までごとに発生する金額	円	円

3. 附带業務料

附带業務を行った場合には、運賃と別に料金として收受します

4. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
東京都特別区・大阪市	980円	1,040円	1,450円	2,130円
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	570円	680円	870円	1,420円

5. 消費税導入に伴う運賃料金の加算（免税対象となる取引は除く）

$$\text{運賃料金総額} \times \text{消費税法に基づく税率}$$

6. 実費

有料道路利用料、フェリー利用料、その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受します

7. 燃料サーチャージ

①. 以下の算出方法による。

基準価格：100.0円 スタンド価格による。 改訂する刻み幅：5.0円
 改定条件：改定の刻み幅 5.0円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
 廃止条件：軽油価格が 100.0円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式（距離制運賃） 走行距離(km)÷燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)
 （時間制運賃） 平均走行距離(km)÷燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

②. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下記のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00円	—
～ 100.00円	廃止	
100.00超～105.00円	102.50円	2.5円
105.00超～110.00円	107.50円	7.5円
110.00超～115.00円	112.50円	12.5円
115.00超～120.00円	117.50円	17.5円
120.00超～125.00円	122.50円	22.5円
125.00超～130.00円	127.50円	27.5円
130.00超～135.00円	132.50円	32.5円
135.00超～140.00円	137.50円	37.5円
140.00超～145.00円	142.50円	42.5円
145.00超～150.00円	147.50円	47.5円
150.00超～155.00円	152.50円	52.5円
155.00超～160.00円	157.50円	57.5円
160.00超～165.00円	162.50円	62.5円
165.00超～170.00円	167.50円	67.5円
170.00超～175.00円	172.50円	72.5円
175.00超～180.00円	177.50円	77.5円
180.00超～185.00円	182.50円	82.5円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は下記とした。
 (代表価格－基準価格)

③. サーチャージ額算出のための車両燃費は右のとおり。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	km/L
中型車(4tクラス)	km/L
大型車(10tクラス)	km/L
トレーラー(20tクラス)	km/L

④. 時間制運賃を算出する上での条件は右のとおり。(平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

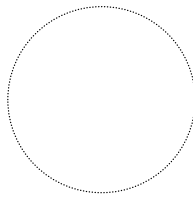
⑤. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

⑥. 消費税の加算

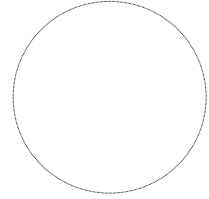
サーチャージ算出額は、全項5により、消費税法に基づく税率を乗じて計算し加算します。

中部運輸局長 殿
三重運輸支局長殿



令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者名



一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金(設定・変更)届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり(設定・変更)したので、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名

住 所
名 称
代表者名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、または変更しようとする運賃および料金を適用する運行系統または地域

全国

4. 設定し、または変更しようとする運賃および料金の種類、額および適用方法

・運賃・料金および適用方法の変更

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示575号)
中部運輸局を適用する

- ・貸切運賃・料金の額、および適用方法 別紙のとおり
- ・燃料サーチャージ 別紙のとおり
- ・積合せ運賃・料金の額、および適用方法 別紙のとおり

- ・旧)運賃料金 H2 運賃 H6 公示運賃 H9 公示運賃 H11 公示運賃
 その他(別添のとおり)

5. 実施日

令和 年 月 日より実施

6. 変更を必要とした理由

法令を遵守して持続的に事業を運営するために、国土交通大臣、令和2年4月24日告示の標準的な運賃を参考に、同様の運賃を設定するものです。

1. 距離制運賃表

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500kmまで 20kmを増すごとに 加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50kmを増 すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

2. 時間制運賃表

(単位：

円)

種別		車種別	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラ ス)	トレーラー (20 t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	35,710	42,130	53,700	67,370
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	21,430	25,280	32,220	40,420
加算額	基礎走行キロを超える場合は 10kmを増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算した時間により 加算額を計算する)		3,430	3,590	3,850	4,550

3. 運賃割増率

【 特殊車両割増 】

冷蔵車・冷凍車・コンクリートミキサー車	2割
---------------------	----

【 休日割増 】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【 深夜・早朝割増 】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

【 品目割増 】

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器およびその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品または付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危険物	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。 ただし特定毒物については、 5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類する物	10割以上の臨時の約束による
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、 塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品 高価品	紙幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款 第9条第1項にあげる貨物	5割以上の臨時の約束による。

【 特大品割増 】

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1t又は容積5m ³ 以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8m以上又は長さ12m以上となるもの	3割
---	----

【 悪路割増 】

道路法による道路 及び その他の一般交通の用に供する場所 ならびに 自動車道以外の場所に限る	3割
--	----

【 冬期割増 】

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・ 鳥取県・島根県の 全県	自 12月1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・ 上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・郡上市・下呂市・大野郡		

4. 諸料金

1. 待機時間料

時間	車種別			
	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870円	2,220円

2. 積込料、取卸料

	上 限	下 限
分を超える場合において 分までごとに発生する金額	円	円

3. 附帯業務料

附帯業務を行った場合には、運賃と別に料金として収受します

4. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
東京都特別区・大阪市	980円	1,040円	1,450円	2,130円
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	570円	680円	870円	1,420円

5. 燃料サーチャージ

①. 以下の算出方法による。

基準価格：100.0 円 スタンド価格による。 改訂する刻み幅：5.0 円
 改定条件：改定の刻み幅 5.0 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
 廃止条件：軽油価格が 100.0 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式：

(距離制運賃) 走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃) 平均走行距離(km) ÷ 燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

②. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

※ 代表価格は、
刻み幅の0.5倍
の額を基準価格
に加算した額と
した。

※ 上昇額は下記
とした。

(代表価格－基準価格)

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

③. サーチャージ額算出のための車両燃費は右のとおり。

車種	燃費
小型車(2 t クラス)	km/L
中型車(4 t クラス)	km/L
大型車(10 t クラス)	km/L
トレーラー(20 t クラス)	km/L

④. 時間制運賃を算出する上での条件は右のとおり。(平均走行距離)

車種	8時間制	4時間制
小型車(2 t クラス)	100km	50km
中型車(4 t クラス)	130km	60km
大型車(10 t クラス)	130km	60km
トレーラー(20 t クラス)	130km	60km

⑤. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

6. 消費税導入に伴う運賃料金の加算(免税対象となる取引は除く)

$$\text{運賃料金総額} \times \text{消費税法に基づく税率}$$

7. 実費

有料道路利用料、フェリー利用料、その他の費用が発生した場合には、
運賃とは別に実費として收受

◇ 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。

(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。

ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ① 単一品目であること

② 荷姿が一定していること

③ 1個の重量又は容積が一定していること

(2) {基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃}

÷ {(当該貨物の基準車両積載可能個数) × 70%}

(特殊車両割増)

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

11. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

13. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

16. 貨物の発地又は着地が、別添1の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り、)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限り、)を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
- (1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
 - (2) 往路の荷主が復路の貨物をあつせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間(貨物の積込み又は取卸しの時間を除きます。)が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

(積込料、取卸料及び附帯業務料)

20. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限り)の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

21. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
 (2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費)

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①使用車両及び運送距離による運賃の計算 | ⑤諸料金(端数処理を含む。)の計算 |
| ②割増率及び割引率の適用の計算 | ⑥21による加算の計算 |
| ③上下それぞれ10%幅の適用計算 | ⑦実費の計算 |
| ④5による運賃の端数処理 | |

(その他)

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2)時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であつて、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
 2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1(適用する運送)、2(特殊運賃との関係)、4(運賃計算の方法)、5(端数の処理)、7(割増率及び割引率が重複する場合の計算)、9から15まで(特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増)、20から24まで(積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他)は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

8. 積合せの運賃率表

(平成11年3月26日)

積合せの運賃率表1

単位:円

距離 重量	50kmまで		100kmまで		150kmまで		200kmまで		250kmまで		300kmまで		350kmまで		
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	
10kgまで	1,030	690	1,060	700	1,070	710	1,070	710	1,090	730	1,090	730	1,100	740	
20 "	1,140	760	1,160	780	1,200	800	1,240	820	1,250	830	1,260	840	1,280	860	
30 "	1,250	830	1,270	850	1,300	860	1,340	900	1,380	920	1,400	940	1,420	940	
40 "	1,370	910	1,390	930	1,460	980	1,520	1,020	1,570	1,050	1,620	1,080	1,660	1,100	
60 "	1,460	980	1,500	1,000	1,600	1,060	1,670	1,110	1,760	1,180	1,820	1,220	1,900	1,260	
80 "	1,670	1,110	1,740	1,160	1,860	1,240	1,980	1,320	2,090	1,390	2,200	1,460	2,290	1,530	
100 "	1,900	1,260	1,970	1,310	2,120	1,420	2,280	1,520	2,420	1,620	2,560	1,700	2,690	1,790	
120 "	2,100	1,400	2,200	1,460	2,390	1,590	2,570	1,710	2,750	1,830	2,920	1,940	3,040	2,020	
140 "	2,330	1,550	2,420	1,620	2,650	1,770	2,880	1,920	3,080	2,060	3,290	2,190	3,460	2,300	
160 "	2,530	1,690	2,660	1,780	2,920	1,940	3,180	2,120	3,410	2,270	3,640	2,420	3,830	2,550	
180 "	2,740	1,820	2,890	1,930	3,180	2,120	3,480	2,320	3,740	2,500	3,980	2,660	4,200	2,800	
200 "	2,840	1,900	3,050	2,030	3,350	2,230	3,620	2,420	3,960	2,640	4,180	2,780	4,360	2,900	
250 "	3,300	2,200	3,520	2,340	3,900	2,600	4,330	2,860	4,620	3,080	4,940	3,300	5,240	3,500	
300 "	3,820	2,540	4,100	2,740	4,570	3,050	4,990	3,330	5,440	3,620	5,810	3,870	6,190	4,130	
350 "	4,300	2,860	4,670	3,110	5,210	3,470	5,660	3,780	6,240	4,160	6,680	4,460	7,070	4,710	
400 "	4,820	3,220	5,240	3,500	5,870	3,910	6,490	4,300	7,060	4,700	7,570	5,050	8,060	5,380	
450 "	5,330	3,550	5,820	3,880	6,520	4,340	7,190	4,790	7,860	5,240	8,450	5,630	9,010	6,010	
500 "	5,840	3,900	6,380	4,260	7,150	4,770	7,850	5,230	8,660	5,780	9,300	6,200	9,910	6,610	
550 "	6,360	4,240	6,970	4,650	7,840	5,220	8,650	5,770	9,480	6,320	10,190	6,790	10,900	7,260	
600 "	6,880	4,580	7,550	5,030	8,480	5,660	9,300	6,200	10,280	6,860	11,060	7,380	11,830	7,890	
650 "	7,380	4,920	8,110	5,410	9,070	6,050	10,100	6,740	11,100	7,400	11,940	7,960	12,780	8,520	
700 "	7,900	5,260	8,660	5,780	9,770	6,510	10,820	7,220	11,890	7,930	12,800	8,540	13,720	9,140	
750 "	8,410	5,610	9,240	6,160	10,430	6,950	11,540	7,700	12,700	8,460	13,690	9,130	14,680	9,780	
800 "	8,920	5,940	9,790	6,530	11,060	7,380	12,280	8,180	13,510	9,010	14,570	9,710	15,600	10,400	
850 "	9,420	6,280	10,380	6,920	11,710	7,810	13,010	8,670	14,320	9,540	15,430	10,290	16,550	11,030	
900 "	9,940	6,620	10,930	7,290	12,380	8,260	13,730	9,150	15,110	10,070	16,320	10,880	17,500	11,660	
950 "	10,440	6,960	11,520	7,680	13,030	8,690	14,450	9,630	15,940	10,620	17,180	11,460	18,430	12,290	
1,000 "	10,940	7,300	12,070	8,050	13,670	9,110	15,190	10,130	16,740	11,160	18,070	12,050	19,380	12,920	
1tを 超え 100kg まで毎 の 加算額	4 t まで	646	430	814	542	1,044	696	1,256	838	1,472	982	1,608	1,072	1,745	1,163
	4t 超	316	210	385	257	491	327	580	386	724	482	835	557	940	626

- 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。
- 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）にその10%を加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10%を減額した額とする。

積合せの運賃率表2

単位:円

距離	400kmまで		450kmまで		500kmまで		550kmまで		600kmまで		650kmまで		700kmまで		
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	
10kgまで	1,100	740	1,120	740	1,120	740	1,130	750	1,130	750	1,140	760	1,140	760	
20 "	1,300	860	1,320	880	1,340	900	1,370	910	1,390	930	1,400	940	1,430	950	
30 "	1,430	950	1,460	980	1,460	980	1,500	1,000	1,550	1,030	1,570	1,050	1,610	1,070	
40 "	1,730	1,150	1,760	1,180	1,790	1,190	1,860	1,240	1,900	1,260	1,940	1,300	2,000	1,340	
60 "	1,980	1,320	2,040	1,360	2,080	1,380	2,150	1,430	2,230	1,490	2,280	1,520	2,340	1,560	
80 "	2,400	1,600	2,510	1,670	2,600	1,740	2,700	1,800	2,780	1,860	2,890	1,930	3,000	2,000	
100 "	2,820	1,880	2,940	1,960	3,060	2,040	3,180	2,120	3,310	2,210	3,420	2,280	3,550	2,370	
120 "	3,220	2,140	3,350	2,230	3,470	2,310	3,650	2,430	3,800	2,540	3,950	2,630	4,090	2,730	
140 "	3,640	2,420	3,820	2,540	3,980	2,660	4,160	2,780	4,330	2,890	4,510	3,010	4,680	3,120	
160 "	4,030	2,690	4,260	2,840	4,440	2,960	4,640	3,100	4,840	3,220	5,050	3,370	5,240	3,500	
180 "	4,440	2,960	4,670	3,110	4,910	3,270	5,120	3,420	5,360	3,580	5,590	3,730	5,820	3,880	
200 "	4,690	3,130	4,920	3,280	5,100	3,400	5,400	3,600	5,630	3,750	5,870	3,910	6,110	4,070	
250 "	5,560	3,700	5,860	3,900	6,170	4,110	6,460	4,300	6,770	4,510	7,080	4,720	7,380	4,920	
300 "	6,560	4,380	6,940	4,620	7,310	4,870	7,680	5,120	8,040	5,360	8,420	5,620	8,800	5,860	
350 "	7,560	5,040	7,990	5,330	8,380	5,580	8,870	5,910	9,320	6,220	9,760	6,500	10,200	6,800	
400 "	8,590	5,730	9,100	6,060	9,600	6,400	10,100	6,740	10,610	7,070	11,140	7,420	11,640	7,760	
450 "	9,590	6,390	10,150	6,770	10,740	7,160	11,320	7,540	11,890	7,930	12,470	8,310	13,060	8,700	
500 "	10,600	7,060	11,240	7,500	11,840	7,900	12,530	8,350	13,160	8,780	13,810	9,210	14,450	9,630	
550 "	11,620	7,740	12,320	8,220	13,030	8,690	13,740	9,160	14,450	9,630	15,170	10,110	15,880	10,580	
600 "	12,620	8,420	13,400	8,940	14,180	9,460	14,950	9,970	15,730	10,490	16,510	11,010	17,290	11,530	
650 "	13,630	9,090	14,470	9,650	15,320	10,220	16,180	10,780	17,000	11,340	17,870	11,910	18,720	12,480	
700 "	14,630	9,750	15,550	10,370	16,460	10,980	17,390	11,590	18,290	12,190	19,210	12,810	20,140	13,420	
750 "	15,650	10,430	16,630	11,090	17,620	11,740	18,600	12,400	19,570	13,050	20,560	13,700	21,550	14,370	
800 "	16,660	11,100	17,720	11,820	18,760	12,500	19,810	13,210	20,860	13,900	21,910	14,610	22,960	15,300	
850 "	17,660	11,780	18,780	12,520	19,900	13,260	21,020	14,020	22,140	14,760	23,240	15,500	24,370	16,250	
900 "	18,670	12,450	19,870	13,250	21,060	14,040	22,240	14,820	23,420	15,620	24,610	16,410	25,790	17,190	
950 "	19,680	13,120	20,940	13,960	22,200	14,800	23,450	15,630	24,700	16,460	25,960	17,300	27,220	18,140	
1,000 "	20,690	13,790	22,030	14,690	23,340	15,560	24,670	16,450	25,980	17,320	27,310	18,210	28,630	19,090	
1tを 超え 100kg まで毎 の 加算額	4 t まで	1,879	1,253	2,017	1,345	2,152	1,434	2,290	1,526	2,424	1,616	2,561	1,707	2,696	1,798
	4t 超	1,092	728	1,213	809	1,320	880	1,459	973	1,583	1,055	1,703	1,135	1,826	1,218

- 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。
- 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）に その10%を加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10%を減額した額とする。

積合せの運賃率表3

単位:円

距離 重量	750kmまで		800kmまで		850kmまで		900kmまで		950kmまで		1000kmまで		1000kmを超え 100kmまでごとの 加算額		
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	
10kgまで	1,150	770	1,150	770	1,160	780	1,160	780	1,160	780	1,180	780	13	9	
20 "	1,440	960	1,480	980	1,490	990	1,500	1,000	1,540	1,020	1,550	1,030	41	27	
30 "	1,640	1,100	1,670	1,110	1,700	1,140	1,740	1,160	1,760	1,180	1,790	1,190	55	37	
40 "	2,040	1,360	2,080	1,380	2,140	1,420	2,180	1,460	2,230	1,490	2,280	1,520	96	64	
60 "	2,410	1,610	2,460	1,640	2,530	1,690	2,600	1,740	2,660	1,780	2,710	1,810	126	84	
80 "	3,070	2,050	3,180	2,120	3,260	2,180	3,370	2,250	3,460	2,300	3,550	2,370	190	126	
100 "	3,670	2,450	3,800	2,540	3,920	2,620	4,040	2,700	4,160	2,780	4,280	2,860	244	162	
120 "	4,220	2,820	4,380	2,920	4,520	3,020	4,670	3,110	4,810	3,210	4,970	3,310	293	195	
140 "	4,850	3,230	5,050	3,370	5,220	3,480	5,400	3,600	5,570	3,710	5,740	3,820	353	235	
160 "	5,450	3,630	5,660	3,780	5,870	3,910	6,070	4,050	6,260	4,180	6,470	4,310	406	270	
180 "	6,060	4,040	6,260	4,180	6,500	4,340	6,730	4,490	6,970	4,650	7,200	4,800	461	307	
200 "	6,360	4,240	6,600	4,400	6,850	4,570	7,090	4,730	7,340	4,900	7,580	5,060	490	326	
250 "	7,690	5,130	7,990	5,330	8,290	5,530	8,600	5,740	8,900	5,940	9,220	6,140	610	406	
300 "	9,170	6,110	9,540	6,360	9,910	6,610	10,280	6,860	10,660	7,100	11,030	7,350	744	496	
350 "	10,630	7,090	11,060	7,380	11,520	7,680	11,950	7,970	12,380	8,260	12,830	8,550	880	586	
400 "	12,140	8,100	12,650	8,430	13,150	8,770	13,660	9,100	14,170	9,450	14,680	9,780	1,015	677	
450 "	13,630	9,090	14,210	9,470	14,770	9,850	15,350	10,230	15,940	10,620	16,500	11,000	1,152	768	
500 "	15,100	10,060	15,740	10,500	16,380	10,920	17,030	11,350	17,700	11,800	18,320	12,220	1,285	857	
550 "	16,600	11,060	17,290	11,530	18,000	12,000	18,730	12,490	19,430	12,950	20,150	13,430	1,422	948	
600 "	18,080	12,060	18,850	12,570	19,630	13,090	20,400	13,600	21,180	14,120	21,960	14,640	1,558	1,038	
650 "	19,550	13,030	20,400	13,600	21,250	14,170	22,090	14,730	22,940	15,300	23,800	15,860	1,694	1,130	
700 "	21,040	14,020	21,950	14,630	22,870	15,250	23,800	15,860	24,700	16,460	25,610	17,070	1,829	1,219	
750 "	22,540	15,020	23,510	15,670	24,490	16,330	25,480	16,980	26,460	17,640	27,430	18,290	1,964	1,310	
800 "	24,000	16,000	25,070	16,710	26,110	17,410	27,160	18,100	28,210	18,810	29,270	19,510	2,100	1,400	
850 "	25,490	16,990	26,620	17,740	27,730	18,490	28,850	19,230	29,960	19,980	31,080	20,720	2,236	1,490	
900 "	26,990	17,990	28,160	18,780	29,350	19,570	30,540	20,360	31,720	21,140	32,900	21,940	2,371	1,581	
950 "	28,480	18,980	29,710	19,810	30,960	20,640	32,220	21,480	33,470	22,310	34,730	23,150	2,506	1,670	
1,000 "	29,940	19,960	31,270	20,850	32,590	21,730	33,920	22,620	35,230	23,490	36,540	24,360	2,641	1,761	
1tを 超え 100kg まで毎 の 加算額	4 t まで	2,832	1,888	2,969	1,979	3,106	2,070	3,241	2,161	3,377	2,251	3,514	2,342	271	181
	4t 超	1,950	1,300	2,071	1,381	2,194	1,462	2,317	1,545	2,438	1,626	2,562	1,708	244	162

- 1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。
- 最高額は、基準運賃率表に掲げる金額又は同表により算出された金額（以下「基準運賃」という。）にその10%を加算した額とし、最低額は、基準運賃からその10%を減額した額とする。

9. 積合せの運賃・料金（割増率・諸料金）

I. 割増率表

【品目割増】

項目	内容	割増率
易損品	1. 引越荷物 2. ショーケース 3. 楽器類及びその部品又は附属品、精密機械、度量衡器及びその部品	2割増
貴重品 高価品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	10割増
火薬類 発煙品 濃酸類	1. 火薬、爆薬、火工品(雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤)、その他これらに類するもの 2. 硝酸、硫酸、塩酸(酸類含有量1/10以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。)、沸化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	10割増

【特大品割増】

項目	割増率
1個の長さ4.5m、重量500kg 又は 容積2m ³ を超えるもの	2割増

II. 諸料金

1. 集貨料又は配達料

- ①集貨又は配達の距離が15kmを超え20kmまでの間のものについては、50kgまでを100円とし、50kgまでを増すごとに100円を加算する。
- ②集貨又は配達の距離が20kmを超えるものについては、上記①による額に、5kmまでを増すごとに上記①により計算した額を加算する。

2. 再配達料

- ①再配達の距離が15km以内のときは、50kgまで270円 以上50kgまでを増すごとに100円
- ②15kmを超える場合は、①のほか1.の配達料を加算する。

3. 移送料

- ①車側から30mを超えるものについて30mまで、50kgまでを増すごとに 70円
- ②縦持ちにあつては、50kgまで1階を増すごとに70円

4. 地区割増料

- ①東京都特別区、大阪市 50kgまでを増すごとに 100円
- ②札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市 50kgまでを増すごとに 70円

5. 冬期割増料

- ①北海道(11月16日から4月15日まで)
発送・到着ごとに1口50kgまで 230円 以上50kgまでを増すごとに 100円
- ②青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県(12月1日から3月31日まで)
発送・到着ごとに1口50kgまで 120円以上50kgまでを増すごとに 30円

6. 連絡運輸中継料 中継1回につき、50kgまで 640円 以上50kgまでを増すごとに 140円

7. 保管料 50kgまで1日までごとに 50円

8. 貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲

荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合、運賃を減額する。

- ①30kgまで 120円 ②30kgを超え50kgまで 140円 ③以上50kgまでを増すごとに90円

III 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

◆ 積合せ運賃料金適用方

(運賃の適用範囲)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送を行う貨物に適用します。ただし、宅配便として受託した貨物で、別途これに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。

(1口の意義)

3. 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集荷先、配達先、託送の時及び運賃支払い方法が同じものをいいます。(営業所には荷扱所も含まれます。以下同じ。)

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は貨物の運送距離及び重量によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(3) 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

(運送距離の計算)

5. 運送距離は、実キロ程によるものとし、経路が2以上あるときは、その最短経路により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(重量の計算)

6. 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は1m³を280kgに換算します。

(割増率及び割引率の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率を予め加減した上で計算します。

(品目別割増)

8. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

9. 貨物の長さ、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

(特約割引)

10. 3カ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約したものについては(文書をもって運送契約を締結したものに限り)15%以内の割引率を適用することが出来ます。

(諸料金の計算)

11. (1) 集荷又は配達料、移送料及び再配達料以外の緒料金には割増率は適用しません。
(2) 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。

(集荷料または配達料)

12. 貨物の集荷又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15kmを超える部分については所定の集配料を収受します。。

(再配達料)

13. 荷主側の責により貨物を引き渡すことができず持ち戻った場合で、荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

(移送料)

14. 貨物の引き受け又は引き渡しの際に、貨物を車側から30m以上横持ちし、又は建造物の上下2階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移動のための特別の装置があり、これを利用した場合はこの限りではありません。

(地区割増料)

15. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には所定の地区割増料を収受します。

(冬期割増料)

16. 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。

(連絡運輸と中継料)

17. 貨物の運送にあたり、一般貨物自動車運送事業者の相互の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

(保管料)

18. 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数(暦日)によって計算します。

(1) 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。

(2) 到着の場合は荷受人に貨物の到着通知を發した日(到着通知不要の特約がある場合に、引き渡し準備が終わった日)の翌々日から、引き渡し当日までの日数。

(貨物の持込み又は引き取り)

19. 荷主が、貨物を営業所に持込み、又は引き取る旨の契約をした場合には 12. は要しません。(運送前に契約した場合に限ります)

(パレットの使用)

20. 集荷先から配達先まで通してJIS規格のパレット(荷主側が提供したものに限ります。)を使用して運送する貨物については、50kgまでごとに20円を 4. により計算した運賃から減じます。

(燃料サーチャージ)

21. 燃料価格が基準とする価格より一定額以上上昇した場合、貸切り運賃に適用する燃料サーチャージを、燃料価格の上昇幅に応じて増額・減額、または廃止を行います。貨物1口ごとの重量に応じ、次の式により算出した金額を収受します。

$$1口重量 \times 貸切り運賃に適用する所定の燃料サーチャージ / (最大積載量 \times 通常の積載率)$$

(消費税及び地方消費税の加算方法)

22. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 距離、重量による運賃の計算 | ⑤ 諸料金(は数処理を含む)の計算 |
| ② 割増率及び割引率適用の計算 | ⑥ 燃料サーチャージの計算 |
| ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算 | ⑦ 23. による加算の計算 |
| ④ 運賃のは数処理 | ⑧ 実費の計算 |

(実費負担)

24. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料 (2) 架装費用
(3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち、縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

26. 運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合は、次の式により算出した金額を収受します。

$$1口重量 \times \{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航送期間中の固定費(1時間当り待機時間料相当額 \times 航送所要時間)\} / 最大積載量 \times 通常の積載率$$

(その他)

27. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

容積品・重量換算早見表

kg	立方米	才	kg	立方米	才
30	0.107	3.78	1,100	3.929	138.74
40	0.143	5.04	1,200	4.286	151.35
60	0.214	7.57	1,300	4.643	163.96
80	0.286	10.09	1,400	5.000	176.58
100	0.357	12.61	1,500	5.357	189.19
120	0.429	15.13	1,600	5.714	201.80
140	0.500	17.66	1,700	6.071	214.41
160	0.571	20.18	1,800	6.429	227.02
180	0.643	22.70	1,900	6.786	239.64
200	0.714	25.22	2,000	7.143	252.25
230	0.821	29.01	2,100	7.500	264.86
260	0.929	32.80	2,200	7.857	277.47
※ 280	1.000	35.315	2,300	8.214	290.09
290	1.036	35.32	2,400	8.571	302.70
320	1.143	40.36	2,500	8.929	315.31
350	1.250	44.14	2,600	9.286	327.92
380	1.357	47.93	2,700	9.643	340.54
410	1.464	51.71	2,800	10.000	353.15
440	1.571	55.50	2,900	10.357	365.76
470	1.679	59.28	3,000	10.714	378.37
500	1.786	63.06	3,100	11.071	390.99
550	1.964	69.37	3,200	11.429	403.60
600	2.143	75.67	3,300	11.786	416.21
650	2.321	81.98	3,400	12.143	428.82
700	2.500	88.29	3,500	12.500	441.44
750	2.679	94.59	3,600	12.857	454.05
800	2.857	100.90	3,700	13.214	466.66
850	3.036	107.21	3,800	13.571	479.27
900	3.214	113.51	3,900	13.929	491.89
950	3.393	119.82	4,000	14.286	504.50
1,000	3.571	126.12			

※280kgを1立方米とし、また1立方米を35.315才の割合で換算
適用方第8項重量の計算参照